

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆ 昨年のお礼と新年のご挨拶
- ◆ 労務 Q & A
- ◆ 労働条件の通知について
- ◆ 年金法（5 年前みなし繰り下げ）について
- ◆ 助成金情報

● 昨年のお礼と新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。昨年は会員の皆様のご協力・ご支援のお陰様で令和 4 年 9 月 1 日に「次世代 IT 労務」の開業が実現できたことに心から感謝申し上げます。

今後は人手不足が加速する中で、今年 4 月からは時間外労働に関する規制が一層厳しくなります。長時間労働による負担を避けるために、下記の項目を意識して対策を講じることが重要です。

- ① 業務量に見合った労働環境を維持するために高年齢者や障害者、外国人等の雇用を拡大する等、労働力を確保すること。
- ② 労働者一人一人の能力を最大限に発揮できるキャリアアップを構築し、労働生産性を上げること。
- ③ 毎年の賃金の引上げに際しての負担を軽減するために次世代型の設備投資を行い業務の効率化をはかること。

その労務管理の手助けとして、少しでもプラス α のサービスが実現できるように社労士業を行っていきたいと思いますので宜しくお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

● 年金法（5 年前みなし繰り下げ）について

令和 5 年 4 月から公的年金の「5 年前みなし繰り下げ」制度が導入されます。原則として令和 5 年 4 月 1 日以後に 71 歳に達する昭和 27 年 4 月 2 日以後生まれの者に適用されます。老齢厚生年金や老齢基礎年金は、原則として 65 歳到達月に受給権が発生し、その翌月分から支給されます。年金を受給するには裁定請求が必要ですが、**請求が遅れたとしても受給権発生月の翌月以後の年金がさかのぼって支給されます。**ただし、**さかのぼって支給されるのは原則 5 年間分**です。それ以前の分は時効消滅によって支給されません。

例えば、72 歳到達日に請求して繰り下げ申出をしない場合は、5 年前の 67 歳到達日に繰り下げ申し出をしたものとみなされ、5 年さかのぼった 67 歳時点からの繰り下げ受給となります。さかのぼって受給できるのは現在と同じ 5 年間分ですが、あくまでも繰り下げ受給であるため年金額は $0.7\% \times 24 \text{ 月} = 16.8\%$ 増額されます。

● 労務 Q&A

Q タイムカードの記録と実際の退社時間との間に乖離がある場合、どの程度までなら問題視されませんか。

A 判断基準はありませんが、実際の終業後に労働組合活動、お稽古事、使用者の業務命令と異なる必要性のない自発的な残業（黙認していない場合に限る）等をしていても労働時間ではないので、それが乖離の原因であれば問題ありません。しかし、始業時刻前の清掃や、ミーティング、準備作業、着替え、仕事の跡片付けなどは労働時間となるのでそれらが乖離の原因なら残業手当不払いとなります。

● 労働条件の通知について

労働者を雇い入れるときは、労働条件を明示しなければいけません。その際に、重要事項（絶対的明示事項）は「労働条件通知書」として書面での交付が必要になり、下記の項目を網羅する必要があります。

<絶対的明示事項の項目>

- ① 労働契約の期間
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ③ 就業の場所及び従事すべき業務
- ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ⑤ 賃金（退職手当及び臨時の賃金等を除く）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

※それ以外の項目（退職手当、安全衛生、休職等）は口頭でも可能であり、「相対的明示事項」といいます。

労働条件の明示は正社員のみではなく、パート、有期雇用を含む全ての労働者に交付する必要があります。怠った場合は30万円以下の罰金が科されるため注意が必要です。



● 助成金情報

<業務改善助成金>

事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

◎助成額及び助成率

対象経費（購入費用）× 助成率 又は 下図の助成上限額のいずれか低い額

30人未満の事業場の場合				
引上げ額	1人	2～3人	4～6人	7人以上
30円コース	上限60万円	上限90万円	上限100万円	上限120万円
45円コース	上限80万円	上限110万円	上限140万円	上限160万円
60円コース	上限110万円	上限160万円	上限190万円	上限230万円
90円コース	上限170万円	上限240万円	上限290万円	上限450万円

※全ての労働者の賃金を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。

※助成率 事業内最低賃金870円以上920円未満 5分の4（10分の9）

事業内最低賃金920円以上 4分の3（5分の4）

（ ）は生産性要件を満たした場合 ※詳細は私までお問い合わせ下さい。